

# 規制対象事項チェックリスト

## 135 事務室

1. 事務室において、職員を常時就業させる室の気積を、設備の占める容積および床面から4メートルを超える高さにある空間を除き、労働者1人について、10立方メートル以上としている。
2. 室において、換気が十分に行われる性能を有する設備を設けた場合を除き、窓その他の開口部の直接外気に向かって解放することができる部分の面積が、常時床面積の20分の1以上になるようにしている。
3. 室の気温が10度以下の場合は、暖房する等適当な温度調節の措置を講ずること。
4. 空気調和設備または機械垂換気設備で中央管理方式のものを設けている場合は室に供給される空気が次の条件に適合するように設備を調整している。
5. 浮遊粉じん量（1気圧、温度25度とした場合の当該空気1立方メートル中に含まれる浮遊粉じんの重量。以下同じ。）が0.15ミリグラム以下である。
6. その空気中に占める一酸化炭素および炭素ガスの含有率が、それぞれ100万分の10以下（外気が汚染されているために、一酸化炭素の含有率が100万分の10以下の空気を供給することが困難な場合は、100万分の20以下）および1000万分の1000以下である。
7. 設備により室に流入する空気が、特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、室の気流は0.5メートル毎秒以下である。
8. 室の気温が17度以上28度以下および相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めている。
9. 燃焼器具を使用する室または箇所には、排気筒、換気扇その他の換気のための設備を設けている。
10. 中央管理方式の空気調和設備を設けている室については、2カ月以内毎に1回、定期的にイ 一酸化炭素および炭酸ガスの含有率、ロ 室温および外気温、ハ 相対湿度について、測定し、その都度、イ 測定日時、ロ測定方法、ハ 測定箇所、ニ 測定条件、ホ 測定結果、ヘ 測定を実施した者の氏名、ト 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要を記録して、3年間保存している。
11. 機械による換気のための設備について、分解して改造または修理を行ったときおよび2カ月以内ごとに1回、定期的に異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存している。

12. 室の作業面の照度を精密な作業にあつては 300 ルクス以上、普通の作業にあつては、150 ルクス以上、粗な作業にあつては 70 ルクス以上とし、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によっており、6 カ月に 1 回、定期的に点検を行っている。
13. 室における吸水は地方公共団体の行う水質検査により水道法 4 条の規程による水質基準に適合している。
14. 室における一般の水に含まれる遊離残留塩素の含有率が 0.1ppm 以上にしている。
15. 日常行う清掃のほか、清掃およびねずみ、こん虫等の防除をそれぞれ 6 カ月に 1 回、定期的に統一的に実施している。
16. 所定の条件に適合する便所を設けている。
17. 洗面設備を設けている。
18. 作業または通勤等で衣服が汚染し、若しくは湿潤し、またはそのおそれがある労働者のために、更衣設備または衣服の乾燥設備を設けている。
19. 職員が有効に利用することができる休憩の設備を設けている。
20. 必要に応じて、適当な睡眠または仮眠の設備を男性用と女性用に区別して設け、その場所に寝具かやその他の必要な洋品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じている。
21. 常時 50 人以上または常時女性 30 人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床することができる休養室または、休養所を、男性用と女性用に区分して設けている。
22. 救急用具および材料を備え付け、これらを清潔にしている。